

しり

Shika Town

火点は前方の標的

7

2011
No. 71

Proud!

東北関東大震災の復興を支援しよう

Japan

INDEX

行財政改革	2~3
後期高齢者医療、国民健康保険制度	4~5
高浜保育園の指定管理者募集	6
唐戸山相撲、消防訓練大会	8~9
まちかど News	10~12
情報パーク	14~15
生涯学習だより (夏の増刊号)	22~23

適正な運用を目的として

補助金の見直しを実施しました

平成23年度から適用

中長期的に持続可能な健全財政の確立を目指して 167補助金を対象に検証

町では、平成22年度に第2次行政改革大綱および集中改革プランの重点改革項目に掲げられた「補助金等の見直し」を実施しました。

これまで補助金は、公益上必要があると認める事務または事業に対して交付し、行政サービスの向上を図るうえで一定の役割を果たしてきました。

しかし、税収の大幅な減少や町債の元利償還金負担の増加などにより、今後厳しい財政運営が見込まれる中、補助金の財源には、町民の貴重な税金が充当されていること、監査委員の決

算審査でも改善の指摘を受けていたことから、その適格性や効果を検証し、より適正、かつ効果的で効果的な補助金として運用を行うために実施したものです。

全体で167の補助金など（補助金、交付金、助成金、補給金）を見直し対象とし、「志賀町補助金等の見直し指針」に基づき、県内市町の水準と比較し、社会的弱者に配慮しつつ検討を進め、取りまとめました。結果として、当初予算ベースでの補助金額は、3,079万6千円の減額となりました。

見直し前の補助金の課題

- ① 地方自治法に規定する公益上必要があるか否かについて、その必要性および効果などの検証がされていない。
- ② 個別の規則・要綱などにより運用すべきであるが、約5割が定められていない。
- ③ 補助対象経費が明確でないため他自治体では補助対象経費から除外されている記念品費、慶弔費、交際費、食糧費などに対して補助金が充当されている。また、雑費や予備費など、内訳が不明なものも同様である。
- ④ 補助対象事業の効果測定（実績把握）を適確に行わないまま長年にわたり継続して交付されている。
- ⑤ 制度創設時に他自治体との比較を行っていない上に、その後も放置されており、手厚い補助となっている。
- ⑥ 実績報告に基づく確定検査（領収書の確認など）が適確に行われていない。

見直し対象

- 平成22年度町予算に計上された補助金 167件
- 一般会計分 159件（予算額8億6,225万円）
- ケーブルテレビ事業特別会計分 1件（予算額 2,000万円）
- 農業集落排水事業・公共下水道事業・地域し尿処理施設整備事業特別会計分 7件（予算額 90万4千円）

見直しの方法

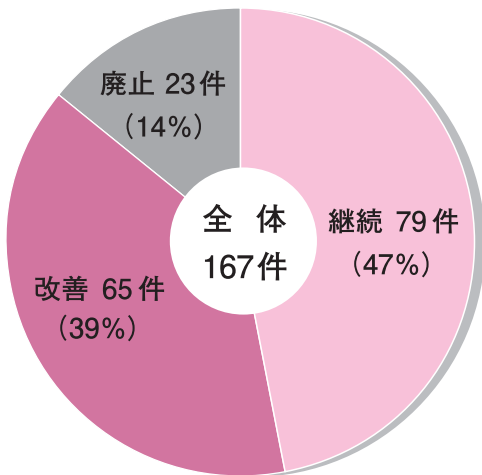
志賀町補助金等の見直し指針に基づき、補助金を所管する担当課で補助金等評価シートを作成し、妥当性・有効性・効率性を検証、運用上の課題を整理の上、執行部ヒアリングを経て見直し案を作成しました。

その後、事業実施団体との協議、調整の上、最終案を取りまとめ、行政改革推進委員会および議会に諮り、平成23年度の予算に反映しました。



補助金見直し研修会の様子

(単位：千円)



大区分	中区分	件数	H22 予算額	H23 予算額	増減額
継続	拡充	2	20,500	24,650	4,150
	維持	77	370,409	381,859	11,450
改善	縮減	52	149,869	145,365	△ 4,504
	統合	6	14,645	3,300	△ 11,345
	振替	7	—	—	—
廃止	廃止事業完了	23	30,547	0	△ 30,547
計		167	585,970	555,174	△ 30,796

見直し結果

▽予算額には、投資的（建設）事業や企業誘致補助金、負担金などへ支出科目を振替した補助金は除外しています。

- ① 補助金ごとの交付要綱を全て制定しました。
- ② 交際費、慶弔費、飲食費および懇親会費、事業に直接関係のない視察費や研修費などを補助対象外としました。
- ③ 補助率および補助金額の上限を設定しました。
ア 団体運営費に対する補助は、補助対象経費の4分の3以内。
イ 事業費に対する補助は、補助対象経費の2分の1以内。
- ④ 個別の補助金交付要綱に可能な限り終期を設定しました。
- ⑤ 教室、講座、講演会の講師に対する謝礼および各種大会の賞品などの報償費について、報償費要求基準を策定しました。
- ⑥ 実績報告書には、領収書および通帳の写しの添付を義務付け、適正に内容を確認することとしました。
- ⑦ 町税などに滞納がある場合は、補助金の交付対象としないことを要綱に規定しました。

監査委員の意見

(平成21年度決算審査)

補助金および交付金ならびに助成金については、事業の目的と期待する効果を具体的に検証するとともに、補助金の用途も精査するように希望する。また、その効果の向上が図れないものについては、見直しや廃止を検討すべきである。

今後の方針

原則として、すべての補助金を対象に、交付後3年を経過したものについて、妥当性・有効性・効率性を検証していきます。
また、補助金の見直し概要について、町民の皆さんに広報、ホームページで情報公開していきます。

【お問い合わせ先】

総務課行政改革秘書室

☎ 332-9311

後期高齢者医療制度へ加入しているみなさんへ

新しい後期高齢者医療保険証を送付します

▶平成23年度の新しい保険証は、7月中旬から簡易書留で送付します。

使用できるのは平成23年8月1日からです。

現在お持ちの保険証は、平成23年7月31日で期限切れとなります。

8月1日以降は使用できませんので、ご自身で廃棄してください。

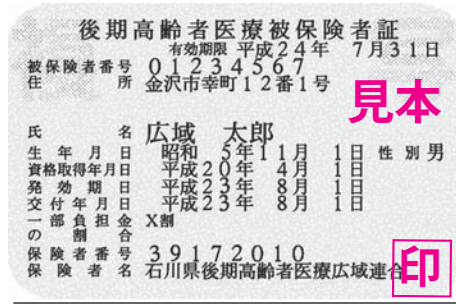
▶医療機関での一部負担金割合（1割または3割）は、前年中の所得をもとに決定されます。

(表)

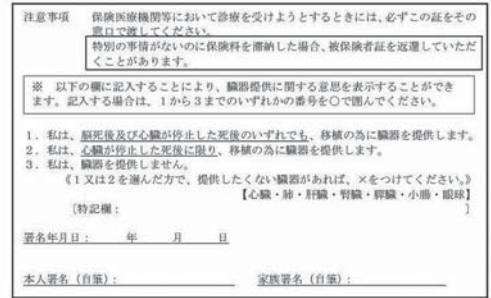
(裏)

▶平成23年度の新しい保険証から、裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられることとなりました。

その欄に貼るための目隠しシールについては、住民課窓口および富来支所に配置してありますので、希望する人はお問い合わせください。



この封筒で保険証が手元にとどきます。



被保険者のみなさんに届く保険証です。

(保険証のカバーが必要な人は志賀町住民課または富来支所までお越しください。)

保険料額決定通知書などの送付について

▶7月中旬から、平成23年度の保険料額決定通知書などを送付します。

保険料は前年中の所得をもとに、1年間の確定保険料額を決定しお知らせします。後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険（※注1）の被扶養者であった人は、保険料が軽減されますが関係機関などからの情報が遅れ、適用されていない場合があります。その場合は、広域連合または志賀町住民課まで申し出てください。

※(注1)被用者保険とは・・・
社員、公務員、船員の人が加入する医療保険（国民健康保険は該当しません。）

▶保険料の支払い方法は、年金天引き、自主納付のいずれかです。

◆納付方法が特別徴収(年金天引き)となった人	◆納付方法が普通徴収(自主納付)となった人
支給されている年金から天引きにより保険料を支払います。ただし、申請すれば口座振替による納付方法に変更することができます。これまでの納付状況により、変更が認められない場合があります。	納付書または口座振替で納付してください。口座振替で納付を希望する人は申し込みが必要です。

限度額適用・標準負担限度額認定証の申請について

▶世帯全員が住民税非課税の場合は、入院したときの自己負担限度額や食事代などが軽減されます。

該当する人には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので志賀町住民課または富来支所までお申し出ください。

現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、8月以降も認定要件にあてはまる人には、保険証と一緒に新たな認定証を送付します。(再度の申請は必要ありません。)

【お問い合わせ先】

石川県後期高齢者医療広域連合 ☎ 076-223-0140
志賀町住民課 後期高齢者医療担当 ☎ 32-9121

国民健康保険制度へ加入しているみなさんへ

7月中旬に平成22年度国民健康保険税の納税通知書が届きます！

～国民健康保険税についてQ&A～

国保税の額はどのように決まるの？

①世帯ごとに計算されます。

一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて納めることになります。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、納税の義務は世帯主になります。

②年度（4月～翌年3月）ごとに計算されます。

年度途中で国保に加入したり、国保をやめたりした人がいるときは、加入していた月数で計算されます。

③所得や資産、加入者数などによって計算されます。

所得割・資産割・均等割・平等割の組み合わせによって計算されます。また、40歳から64歳までの人がいれば介護保険料の分が追加されて計算されます。

④所得申告の内容により計算されます。

所得情報がないと所得が把握できないため正確な国保税が計算されません。所得の情報がない人については、6月に税務課から対象者あてに通知が送られています。

国保税はどのように納めるの？

①世帯によって支払方法が異なります。

銀行などの窓口で直接納めるか、口座からの引落しにより支払うことになります。その他、国の定めた条件に該当する人は、世帯主の年金から天引きとなります。

②国保税の額が変わることで、支払方法が変わる場合があります。

支払方法については、税務課から送られてくる通知書により確認できます。これまで口座からの引落しや年金天引きで支払っていた人でも、支払方法が変わる場合があります。

年度途中であっても、国保税の金額が変わることがあります。

①新しく国保に加入したとき

他の健康保険をやめて国保に加入したとき、または転入、出産などにより国保に加入したときに、国保税が追加になります。

②国保をやめた人がいるとき

他の健康保険に加入したとき、または転出、死亡などにより国保をやめたときに、国保税が減額になります。

③所得情報がわかったとき

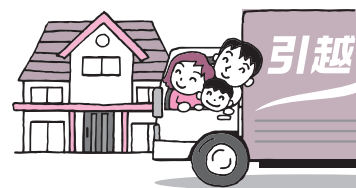
転入してきた人については、前年の所得が不明なため役場が前住所地に通知で問い合わせします。所得が判明したあとに国保税が追加になることがあります。

④所得申告の内容が変更されたとき

税務署からの情報などにより所得申告の内容が変更になり、それに伴い国保税も変更になることがあります。

⑤40歳に到達したとき

介護保険料の分が別にかかるため国保税が追加になります。



今年度から国保税の限度額が改正になりました。

今年度から限度額が、「医療分50万円→51万円」に、「支援金分が13万円→14万円」に、「介護分が10万円→12万円」に変わります。

【お問い合わせ先】

志賀町税務課 国民健康保険税担当 ☎ 32-9142